

ふるさと就職奨励金

内灘町では、若い世代の町内への定住促進および人口増加を図るため、県外の高等教育機関を卒業後、町内に居住し県内で働く方(Uターン者)に対して、奨励金を交付します。

対象者の要件

- ・ 県外の高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校)に進学する前1年間以上町内に住民票を有していた方。
- ・ 県外の高等教育機関を卒業後(令和3年3月に卒業した方から対象となります)3か月以内に県内で就職または町内で起業した方。
- ・ 令和4年1月1日において6か月以上町内に住所を有する方。
- ・ 就職した日または起業した日において30歳未満の方。
- ・ 町税等の滞納がない方。

助成金額

- ・ 交付対象者1人につき10万円を交付します。1人1回のみでの交付となります。

申請手続き

① 交付申請 (申請者)

内灘町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)により申請してください。

<交付申請書の添付書類>

- ・ 戸籍の附票(住所の異動状況を証明するもの)
- ・ 高等教育機関の卒業証明書
- ・ 住民票の写し(高等教育機関を卒業した翌年の1月1日以降に交付されたもの)
- ・ 誓約、承諾書(様式第2号)
- ・ 就業証明書または起業証明書(様式第3号又は第3号の2)
- ・ 起業した場合そのことを証する書類(税務署等へ提出した事業開始届けの控え等)

※申請は令和4年1月中となります。

② 交付決定 (町)

交付申請書の書類を審査のうえ交付決定通知書を送付します。

③ 奨励金の請求 (申請者)

内灘町ふるさと就職奨励金請求書(様式第5号)により請求してください。

④ 奨励金の交付 (町)

現金を指定口座へ振込みます。

※申請書類は下記申請窓口で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申請窓口・問い合わせ先

内灘町役場 都市整備部 企画課

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL 076-286-6727 FAX 076-286-6709

E-mail kikaku@town.uchinada.lg.jp

申請期間:令和4年1月4日(火)~1月31日(月)